

会計係が保管する証拠品の取扱いについて（例規）

最終改正 平成 9 . 6 . 13 9 京刑企第475号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

証拠物件取扱保管要領の制定について（平成 9 . 6 . 13 : 9 京刑企第475号）の例規通達に基づき、会計係が保管する証拠品は、次の要領で取り扱うようにされたい。

記

1 受入れ

証拠物件取扱保管要領第 9 の(2)の規定により、保管責任者から、会計係で保管するよう依頼されたときは、証拠品保管簿（別記様式）に登載して受け入れること。

2 保管

証拠品は、保管責任者がつけたレッテルもしくは荷札をつけたまま、または袋に入れたまま、拾得物その他の物品と混同することのないように区別して金庫、箱、戸棚または倉庫に収納し、紛失、き損等のないように厳重に保管し、時々点検すること。

3 払出し

保管責任者の要求によって証拠品を保管責任者に引き渡すときは、証拠品保管簿に払出登記のうえ、保管責任者の受領印を押印させること。

